居宅介護支援事業所重要事項説明書

〔令和7月9月1日 現在〕

1. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団ヘルスアライアンス
代表者名	谷﨑 俊哉
所在地	熊本県熊本市中央区帯山8丁目1-11
	電話:096-374-7878 FAX:096-374-7879

2. 居宅介護支援事業所の概要

居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ラポーレ正直家		
所在地	熊本県熊本市東区戸島西1丁目29-33		
	トーカンマンション健軍東 三番館 1002 号		
	電話:080-7029-7509 FAX:096-237-7570		
事業内容	居宅介護支援		
介護保険事業所番号	4370116677		
サービスを提供する	熊本市、合志市、菊陽町、大津町、菊池市		
実施地域※			

[※]上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

事業所の職員体制 管理者 1名 介護支援専門員 1名 営業時間 月〜金曜日 午前8:30時から午後17時30分まで

※ (日曜・12月31日~1月3日は休業)

事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求め があれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属 別紙1 「サービス提供の標準的な流れ」参照

(1) 居宅介護支援の実施概要

事 項	備 考
課題分析および	厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じたアセスメントシートを使用して課題分析を行います。その後、少なくとも月1回
	はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用
モニタリング実施方法	状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させてい ただき記録します。
	また、ご利用者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たし
	 た上で、ご利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担
	当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を
	活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ
	電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報につ
	いて、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。な
	お、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。
	居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙2」の通りです。
利 用 料 金	但し、厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご利用
	者負担はありません。
	ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場
	合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事
	業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提
	供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けら
	れます。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。
担 当 者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する際は対応可能です。

4. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供 している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管 理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し 出ください。

5. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

TEL: 080-7029-7509 FAX: 096-237-7570 (月~金曜日 9:00~17:00)

担 当 介護支援専門員 塚本 麗華 /管理責任者 塚本 麗華

※ご不明な点は、何でもおたずねください。 その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目2-10

TELO 9 6 - 2 1 4 - 1 1 0 1 FAX 0 9 6 - 2 1 4 - 1 1 0 5

ささえりあ託麻 熊本市東3地域包括支援センター 〒861-8043

熊本市東区戸島西2丁目6-132

TEL 0 9 6 - 2 8 2 - 8 2 4 9 FAX 0 9 6 - 2 8 2 - 8 2 5 9

熊本市健康福祉局 高齢者支援部 介護事業指導課

T860-8601

熊本市中央区手取本町1-1

TEL 0 9 6 - 3 2 8 - 2 7 9 3 FAX 0 9 6 - 3 2 7 - 0 8 5 5

(1) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

6. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した、ご利用者の身体的または精神的な通常と異なる状態についてサービス事業者から連絡があった場合は、下記のとおりの対応を致します。

① 事故発生の報告

事故によりご利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に 報告します。

- ② 処理経過及び再発防止策の報告
 - ① の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、ご利用者および市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

7. サービス提供の記録

(1) 事業者は居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、契約終了後5年間保管します。

(2) 利用者は事業所の営業時間内に当該利用者に関するサービス提供の記録等について、 必要な手続きを踏まえたうえで閲覧または複写物の交付を実費負担で受けることができま す。

8. 主治の医師及び医療機関等との連絡

ご利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで、ご利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために以下の対応をお願いします。

- ① ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、 入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門 員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご利用者またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の 名称を伝えていただきますようお願いいたします。

9. 他機関との各種会議等

- ① ご利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護 関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システム の安全管理に関するガイドライン」等を参考にして行います。また、会議の開催方法とし て、参集にて行うもののほかに、テレビ電話装置等を活用して実施する場合もあります。
- ② ご利用者等が参加して実施する会議について、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話 装置等を活用して実施する場合もあります。

10. 秘密の保持

- ① 介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- ② 利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご 利用者及びご家族の個人情報を用いません。

11. ご利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス 事業者等を紹介するように求める事ができること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付 けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができることを説明します。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めること なく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉 用具貸与の利用状況は「別紙3」の通りです。

- ・居宅サービス計画等の原案計画置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス 等の担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむをえない事由で開催ができな い場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地 からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
 - ② 主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス提供の調整等を行います。

12. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の 提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策 定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

14. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支 援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

15. 身体拘束等の原則禁止

事業所は、サービス提供にあたって、利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体 的拘束等」という)を行いません。

事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

16. ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。(詳しくは別紙 4「ハラスメント防止のお願い」を参照)

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたりご利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。 この証として本書2通を作成し、ご利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するも のとします。

但し、ご利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、以下の対応をさせていただきます。

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ ご利用者等の押印について、求めないことを可能とします。

会和	年.	H
完 和	1	

居宅介護支援の提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 ラポーレ正直家

所 在 地 熊本県熊本市東区戸島西1丁目 29-33 トーカンマンション健軍東 三番館 1002 号

管理者 塚本 麗華

説明者

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

			(続柄:)
<u>氏</u>	名			
<u>住</u>	所			
署名付	代行者			
<u>氏</u>	名			
<u>住</u>	所_			
利力	刊			

(別紙1)

サービス提供の標準的な流れ

居宅サービス計画作成等サービス利用申込み

当社に関すること居宅サービス計画作成の手順、 サービスの内容に関して大切な説 明を行います

居宅サービス計画等に関する契約締結

※利用者は区役所へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきます。(提出代行可能)

ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します

事業者の選定当社と契約をするかどうかをお決めいただきます

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んで いただきます

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します

利用者による 複数のサービス の選択

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います

サービス利用

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います

サービス利用に関 して説明を行い、利 用者やご家族の意 見を伺い、同意をい ただきます

毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います

(別紙2)

介護報酬の内容説明

居宅介護支援費I

居宅介護支援(i)	介護支援専門員 1 人あたりの取 扱件数が 45 未満である場合又は	要介護 1・2	1086 単位
	扱件数が 45 水価 C める場合又は45 以上である場合において、45	要介護 3・4・5	1411 単位
	未満の部分		
居宅介護支援(ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取	要介護 1·2	544 単位
	扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取	要介護 1・2	326 単位
	扱件数が 45 以上である場合にお いて、60 以上の部分	要介護 3・4・5	422 単位

居宅介護支援費Ⅱ

居宅介護支援(i)	介護支援専門員 1 人あたりの取 扱件数が 50 未満である場合又は	要介護 1·2	1086 単位
	50 以上である場合において、50 未満の部分	要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援(ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取 扱件数が 50 以上である場合にお	要介護 1·2	527 単位
	いて、50以上60未満の部分	要介護 3・4・5	683 単位
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取 扱件数が 50 以上である場合にお	要介護 1·2	316 単位
	いて、60以上の部分	要介護 3・4・5	410 単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等	1月につき 200 単位減算
	(指定訪問介護・指定通所介護・ 指定地域密着型通所介護・指定福 祉用具貸与)	
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できて いない場合	基本単位数の 50%に減算
	運営基準減算が2月以上継続している場合	算定不可
同一建物減算	居宅介護支援事業所の所在する建	所定単位数の 100 分の 95
	物と同一の敷地内若しくは隣接す	に相当する単位数を算定
	る敷地内の建物若しくは指定居宅	
	介護支援事業所と同一の建物に居	

	住する利用者又は居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して	
	居宅介護支援を行った場合	
高齢者虐待防止措置未実	厚生労働大臣が定める高齢者虐待	所定単位数の100分の1に
施減算	防止のための基準を満たさない場	相当する単位数を減算
	合	
業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場	所定単位数の100分の1に
	合	相当する単位数を減算
		(令和7年4月以降)

特定事業所加算

	算定要件	加算 (I) ^(519 単位)	加算 (Ⅱ) ^(421 単位)	加算 (III) (323 単位)	加算 (A) ^(114 単位)
1	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業	0			0
	正店宅介護文援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業 所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
2		0	0	0	0
	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護	3名以上	3名以上	2名以上	常勤1名
	支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。				換算2名
					以上
3	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意	0	0	0	0
	事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に開催 すること				
5	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	0	0	0	(連携で
	の相談に対応する評制を確休していること				も可)
6	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3~要介護 5である者が4割以上であること	0	×	×	×
	0 (a).34 x, 4 B) X T (a).3 C C				
7	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	0	0	0	(連携で も可)
8	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供しているこ	0	0	0	0
	プログルに物口においても店七川 護文後を提供していること				

9	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、 生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関 する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	0	0	0	0
10	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	0	0	0	0
11)	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること	0	0	0	0
12	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	0	0	0	(連携で も可)
(13)	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	0	0	0	(連携で も可)
<u>(14)</u>	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービス含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	0	0	0	0

特定事業所医療介護連携加算 125 単位

KK 1	\rightarrow	ш,	/
	-	再,	1/1

- ① 前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること
- ② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること
 - ※ 令和7年3月31日までの間は、5回以上算定していること
 - ※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であること
- ③ 特定事業所加算(I)(II)(III)のいずれかを算定していること

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(I)	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療所の 職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は 診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ)退院・退所加算(I)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回 受けていること	450 単位
ロ)退院・退所加算(I)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けている こと	600 単位

ハ)退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回	600 単位
	受けていること	
ニ)退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る	750 単位
	必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレ ンスによること	
ホ) 退院・退所加算 (Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る	900 単位
	必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンフ	
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、	50 単位
	医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境	
	等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利	
	用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス	
	計画等に記録した場合	
ターミナル	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日	400 単位
ケアマネジメント加算	以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及	
	び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供	
	した場合算定	
緊急時等	病院又は診療所の医師の求めにより当該病院又は診療所	200 単位
居宅カンファレンス加算	の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行	
	い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	

ご利用者の費用負担が発生する場合

- ・保険料の滞納などにより、給付制限が行われている場合
- ・通常の営業地域以外にて事業を対応する場合の訪問のための交通費(1kmあたり15円)
- ・その他、適正に本事業を遂行するにあたって、やむを得ない理由でご利用者負担が妥当と認 められる場合

なお、ご利用者負担費用が発生した場合には、月末締めにて請求書を発行いたします。受領 しました際には領収書を発行いたします。

諸事情にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、領収証明書を市区町村担当課 に提出しますと還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時にご説明いた します。

(別紙3)

居宅サービス計画のサービス割合について

居宅サービス計画作成にあたって、居宅サービス事業所を選定する際は複数の事業所等の紹介を求めることができます。また居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業所の選定理由の 説明を求めることができます。公正中立なケアマネジメントのための取組みの一環として、当事業 所が作成した居宅サービス計画のサービス割合、サービスごとの同一事業者が提供した割合(上位 3 事業者)を提示します。

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	•%
通所介護	●%
地域密着型通所介護	●%
福祉用具貸与	●%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	○○事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%

(別紙4)

ハラスメント防止のお願い

いつも当事業所の業務にご理解ご協力いただきありがとうございます。近年は介護事業所でのハラスメントの防止対策を強化するよう国から求められており、当事業所でも対策強化に取り組んでいます。職場内でのハラスメントを防止すると共に、当事業所とご利用者(ご家族等)との関係についてもハラスメントを防止できるよう、以下の内容に対してご理解ご協力をお願い致します。 ※ハラスメントに該当した場合、契約書の「背信行為」に該当し、契約を終了する場合があります。

カスタマーハラスメントやセクシャルハラスメント等の分類と具体例

分類	内容	ハラスメントの具体例・事例
身体的暴力	身体的な力を使っ	物を投げつける。叩く。唾を吐く。服を引っ張る。
	て危害を及ぼす行	土下座をさせる。
	為	
精神的暴力	個人の尊厳や人格	大声を発する。怒鳴る。「何の役にも立たない」等 個人
	を言葉や 態度によ	を否定するような言動をする。威圧的な態度 で文句を
	って傷つけたり、	言い続ける。「この程度できて当然」と理 不尽な要求を
	おとしめたりする	する。ご家族等がご利用者の理不尽 な発言を一方的に
	行為	うのみにし、否定的な言葉や態 度をとる。
性的嫌がらせ	意に添わない性的	必要もなく身体(腕や足)をさわる。胸、お尻な どを
	誘いか け、好意的	さり気なくさわる。抱きしめる。ヌード写真 や動画を
	態度の要求等、性	見せる。わいせつ行為や盗撮をする。プ ライベートな
	的ないやがらせ行	予定を聞く。
	為	
著しく威圧的	ご利用者(ご家族	電話や面談等で長時間拘束する。頻繁に来所しクレー
な行為	等)からの業務に支	ムを言う。休日時間外の対応の強要をする。ケアマネの
	障を及ぼす著しい	業務外の強要(すぐに来い、買い物をして来い、金を貸
	迷惑行為	せ等)をする。同じ質問を繰り返し、対応のミスが出た
		ところを責める。脅迫的・ 反社会的な言動をする。優
		位な立場にいることを利用した暴言、特別扱いをさせ
		る。

<u>---</u>
<u>※上記の内容は一例です。それ以外でもハラスメントに該当する場合があります。</u>